

## 運転記録証明書促進助成事業について

会員がその従業員（運転者に限ります）の運転記録証明書を取得する場合、助成を行います。助成は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）と締結する覚書に基づき、取得に要する費用を協会からセンターへ直接支払いますので、センターへ運転記録証明書の交付申請の際に協会の会員である旨申し出てください。（協会員専用の申請書があります。）

助成対象	選任した運転者に係る自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を取得した会員事業者
申請期間	令和8年4月1日（水）～令和9年3月19日（金）（センターへの申込み期限） （令和9年3月20日～3月31日申請分は、助成の対象となりませんのでご注意ください）
助成金額	申請手数料全額を助成します。 上限人数：当該事業所（県内営業所）の車両数（会費基礎分）×1.2倍
申請方法	①交付申請（R8.4.1～R9.3.19） 自動車安全運転センター長崎県事務所（TEL：095-825-4591）へ電話にて申し込んで下さい。 その際、協会員である旨申告し、協会員専用の申請書により申請して下さい。 ※申告しなかった場合や協会員専用以外の申請書により申請を行った場合は助成対象となりません。 ②郵送で自動車安全運転センターより運転記録証明書が送付されます。
注意点	①申請の対象となる運転者は、事業用自動車の選任運転者及び新規採用者となります。

## 運転記録証明書取得促進助成事業実施要綱

平成12年4月27日制 定  
令和8年3月17日最終改正  
公益社団法人 長崎県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「県ト協」という。)に所属する会員事業者(以下「事業者」という。)における所属運転者に関する運転記録証明書取得促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

### (運転記録証明書)

第2条 自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を対象とする。

### (助成対象者)

第3条 会費の滞納がない事業者に所属する事業用貨物自動車の運転者及び新規採用者。

### (助成金額)

第4条 申請手数料全額(800円)を助成する。

但し、1事業者当たりの申請可能件数は、当該年度の4月1日現在における県ト協が把握する保有車両数の

1. 2倍を限度とし、1人につき1回限りとする。

2 前項の配置車両数とは、県ト協が実施する車両数調査結果によるものとする。

### (予算額)

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

### (実施期間)

第6条 別に定めるものとする。

### (受診料の助成)

第7条 助成の実施にあたっては、自動車安全運転センターと締結する覚書に基づき実施する。

### (附則) (平成12年4月27日)

第1条 本要綱は平成12年4月27日より施行する。

—省略—

### (附則) (令和8年3月17日)

第1条 本要綱は令和8年4月1日より施行する。